

ID: 5088

担当部署: 地域整備課

処分の概要	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令					
法 令 名 根 拠 条 項	景観法 第23条第1項					
法 令 番 号	平成16年法律第110号					
【基準】 法第23条第1項の規定による。 (原状回復命令等) 第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。						
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 7 月 1 日			